

様式13

会派視察研修計画書

令和 3年 1月29日

碧南市議会議長 様

会派名 みらいクラブ

代表者名 鈴木 みのり 印

下記のとおり、視察（研修）を計画したので届け出ます。

参加議員	小池友妃子		
日時	令和 3年 2月 1日 (月)		
視察先	株式会社地方議会総合研究所 (オンラインにて)		
研修内容	議会改革うまくいっていますか？		
日程	令和3年2月1日 (オンラインセミナー)		
交通手段	<input type="checkbox"/> 公共交通機関 (電車・新幹線)	<input type="checkbox"/> 公共交通機関 (飛行機)	<input type="checkbox"/> 自家用車

※該当するものにチェック☑してください

様式14

会派視察研修報告書

令和3年2月1日

碧南市議会議長 様

会派名 みらいクラブ

代表者名 鈴木みのり 印

下記のとおり、視察（研修）を実施したので報告します。

なお、参加者議員 1人 分の視察研修成果報告書を添付いたします。

参加議員	小池友妃子
日時	令和3年2月1日（月）
視察先	オンライン研修会
研修内容	「議会改革はうまくいっていますか？」
視察先面会者 又は講師名等	（株）地方議会総合研究所 代表取締役 廣瀬和彦
備考	

※ 相手方から收受した資料の写しを添付してください。

会派視察研修報告書

令和 3年 2月 1日

議員氏名 小池 友妃子 印

視察（研修）に参加したので、下記のとおり成果を報告します。

記

- 1 期 間 令和 3年 2月 1日（月）
- 2 視察先 ZOOM（株式会社地方議会総合研究所）
- 3 視察の種類 会派（みらいクラブ）セミナー研修
- 4 視察（研修）の成果等

研修テーマ：「議会改革うまくいってますか？」

（株）地方議会総合研究所 代表取締役 廣瀬和彦

1) 議会基本条例

議会基本条例とは⇒議会の活動理念や活動の仕組みを規定したもの

全市の基本条例制定状況（R1. 12. 31現在）65.4%で、まだまだ増え続けている。議会基本条例制定が進んだ理由として、議会改革の継続性を担保する効果があったり、明確な議会改革意思表示を提示することができ、議会への評価に繋がると考えられたためと理由があるが、現在全国の自治体の2/3が制定しているので、議会改革の波に乗り遅れないように制定しなければと言う焦燥感も感じられる。しかしこのような理由で制定をしてしまうと、条例先行型になってしまう可能性もあり、理念と実践の剥離が大きくなるという問題が起こってしまうという可能性も出てきてしまう。議会改革をうまく行うためには、改革を実践し、条例化していくという改革先行型で制定したほうが議会改革する上での問題は起こりにくい。

議会改革の目的

住民の負託を受けた代表として議員・議会の役割を十分に果たすことであるので、議会改革は議員がすべきことであり、議会事務局が行うものではない。

議会基本条例が求めるもの

- ① 議会機能の強化による住民福祉の向上
- ② 議会の役割と責務の認識

議会基本条例を規定する意味

- ① 議会改革について市民と公約な約束をし、それを実践する義務があることを意味する。なお、議会改革の規定をしても実践しないことは罰則がないとはいえ条例違反である。
- ② 議会基本条例の本来の意味を再認識し、議会改革を前進するために何をすべきかを考える必要がある。
- ③ 議会基本条例を制定したら改革を立ち止まることは住民やマスコミ等の監視があるためできないことに留意しなければならない。

(碧南市議会基本条例はこちら🔗)

<http://www.city.hekinan.aichi.jp/GIKAI/assets/file/congress/jyourei.pdf>

(参考) 碧南市議会基本条例制定後の取り組み

1. 傍聴可能な会議に議会運営委員会を追加 (平成 26 年 11 月 1 日)
第 11 条第 1 項に規定する会議の原則公開を実施するため、委員会傍聴規則の一部改正を行いました。
2. 碧南市議会政策討論会及び幹事会の設置 (平成 27 年 4 月 1 日)
市政に関する重要な政策及び課題について、議員相互の意見をより深く認識し、顕在化を図るため、碧南市議会政策討論会を新たに設置しました。また、これに伴い碧南市議会政策討論会幹事会を組織しました。
3. 碧南市議会議会基本条例推進特別委員会の設置 (平成 27 年 6 月 30 日)
議会基本条例に基づき、制度の見直しと改革をするため、委員 7 名で構成する特別委員会を設置しました。
4. 政務活動費の公開について (平成 28 年 1 月 7 日)
平成 26 年度分より公開いたしました。
5. 議会ホームページの充実について (平成 28 年 1 月 7 日)
議会のホームページを刷新いたしました。また、行政視察の受け入れ状況について新たに公開することとしました。
6. 各常任委員会の所管区分の見直し (平成 28 年度 5 月臨時会)
現在の碧南市議会の常任委員会 (総務委員会、福祉文教委員会、経済建設委員会) の所管事項のうち、教育部と市民病院を入れ替え、総務文教委員会、福祉健康委員会、経済建設委員会とすることとしました。
7. 請願、陳情提出者の意見聴取について (平成 28 年度 6 月定例会)
請願者及び陳情者のうち意見陳述を希望する 1 名が会議に出席をして、意見を述べる機会を設けていくこととしました。

8. 70インチディスプレイを設置（平成28年9月定例会）

碧南市議会基本条例に規定する「議会の見える化」の推進を図るため及び「市民に開かれた議会」、「市民にわかりやすい議会」をより充実させることを目的として、議場に70インチディスプレイを2台設置しました。これにより、発言している議員の様子や一般質問等の件名が傍聴席から確認できるようになりました。

9. 補足映像資料の使用（平成28年12月定例会） ※補足映像資料使用申請書

「市民にわかりやすい議会」をより充実するため70インチディスプレイを使用し、映像を使用した一般質問等を実施することが可能となりました。

10. 議会インターネット中継における配信内容の充実（平成29年9月定例会から）

議会インターネット中継において、一般質問の補足映像資料も映像配信内容に反映しました。質問内容がよりわかりやすくなりました。

11. 議会インターネット中継における配信内容の充実（平成30年12月定例会から）

本会議の議会インターネット中継の映像配信に加え、常任委員会も映像配信を始めました。常任委員会にて議案や請願を審査する様子が閲覧可能になりました。

12. 議会インターネット中継における映像の整理（令和2年10月から）

議会インターネット中継の映像に関する議会ホームページの画面構成を変更し、常任委員会の映像を検索しやすくしました。

議会改革事項への市民の関心度

住民と議会の直接の接点の場にどれほどの住民が感心を持って参加しているのかが重要なので、議会報告会の参加人数や本会議、委員会の傍聴者数の推移が上向いているのかということを見ていく。

今後の改革への取り組み

- ① 社会情勢の変化により議会基本条例制定当初では想定していなかった改革を取り組む必要があるかどうかを検証する必要がある。
例えば……
 - *災害時における議会・議員の行動指針やBCP等の規定の創設
 - *セクハラ・パワハラを含めた議員としての政治倫理に言及する規定の創設
 - *市民との連携規定の創設 等
- ② 他の条例における規定で足りるのか、議会基本条例の一項目として取り入れる必要があるのかも勘案する必要がある。
- ③ 議員間討議（R1.12.31現在）63.9%の市が規定をし、39.4%が実施している。議員間討議を行っている。その理由として、議会における審議において多種多様な住民の意見（特に少数の意見）を十分尊重した議論・討議を行う必要があるから。
- ④ 議会報告会・意見交換会（平成31年1月1日～令和元年12月31日現在）54.6%の市が開催している。

研修を終えて感じたこと

議会基本条例は、議会改革の大切なツールのようなものであるということを理解した。そして議会改革は議会事務局がするものではなく議員がすべきものであるということ。そして議会基本条例は自治に基づく地方議会運営の基本原則を定めた条例であり、議員自らが定めたものであるから、条例に記載があるものを守れない場合は条約違反となる。

では碧南市議会ではどうなのかとどうことを私なりに考えてみる。

第2章 議会の活動の原則（議会の責務）第3条 はできているのであろうか。
第6条（政策討論会）は私が議員になった5年間で考えると未だ一度も開催されたことはない。

そのほか微妙なものもいくつかあった。

全国の地方自治体の議会改革を本研修にてご紹介いただいた。議会改革を積極的に取り入れ、議会の活性化に心がけている自治体で取り入れられている議員間討議、議会報告会・意見交換会の実施、反問権の実施、通年会期、ICTの利用、タブレット導入等が碧南市では行われていないことも分かった。

さらに、廣瀬講師から、コロナで大変な今だからこそ、一般質問をすることがいかに大切かが問われていると話もあった。一般質問とは、議員が市長等に対して広く市政に関し報告や説明を求めたり、疑問を質問したりまたは将来の方針、政策的提言や行政の課題などを直接聞くことができるものである。コロナにより市民の生活が一変してしまった今だからこそ、議員として市民の声を自ら拾いに行くことが重要な役目で、その声を市民を代表して質問することがどれほどの重要な役目であるのかということに改めて認識させていただくお話もあった。全国的に見ると、議長・副議長・監査役も含め全議員が一般質問をする自治体も増えてきているという。しかし、コロナだからといい、執行者が大変だから等という理由をつけ、時間を短縮したり、人数を制限したり、最悪の場合は議会をしないところまで出てきているという。碧南市議会というと強制力はないものの、協力依頼があったこと。またこの5年間の状況を見てみると、毎回22人中半数くらいの議員が一般質問をするという状況であることを考えると、一般質問をどう捉えているのか今一度考える必要があると思った。

碧南市にとって議会改革をどこからどうしていくのか。非常に難しい課題であるが、まずは、せめて市長がよく言われる他市並みにできるよう全議員が、積極的に市民の暮らしのために議会改革できることから前向きに行っていくことにより、これからの碧南市民の暮らしがより良い方向へと変化するのではということを確認できる良い研修であった。